

南朝 関白考

序 章 課題の設定

小論は、南朝の関白に關して次の四つの問題を扱う。第一に小木喬氏の研究を手がかりに「新葉和歌集」にみえる四人の関白の人名比定を行う。第二に第一を基づいて南朝の関白の任免を考証する。第三に南朝の政務を概観し、そのなかでの関白の役割を検討する。第四に後醍醐天皇が建武政権で関白を置かない理由を考察したうえで、南朝で関白が復活した意義を論じる。

第一章 関白の在職時期

第一節 「新葉和歌集」の関白

「新葉和歌集」の関白は、①関白左大臣、②入道前関白左

大臣、③福恩寺前関白内大臣、④光明台院入道前関白左大臣である。このうち①は、佐々木信綱氏旧蔵「耕雲千首」奥書で教頼と確定した。残る三名の諸説は、次のとおりである。

八代国治説……②二条師基 ③二条教基 ④不明

芝葛盛説……②二条教基 ③一条内嗣 ④二条師基

小木喬説……②二条教基 ③二条師基 ④一条内嗣

森茂暁説……②二条教基 ③不明 ④二条師基

右の比定のうち②は師基ではなく、③は内嗣や師基でもない。したがって「新葉和歌集」の関白の人物比定は、未解決である。その原因は候補にあるように思われる。

小木氏によれば、南朝の関白は右の他に近衛経家、南北朝合一時の近衛某、二条長一である。このうち経家を関白とする史料は、「國太曆目録」延文元年（正平一一、一三五六）

鈴木 満

七月四日条の「南方前執柄冬経」と「園」同年七月一三日条の「平田関白冬経」である。これらの史料に見える冬経は、近衛経忠の子である。「史料」六之二〇正平一年七月二二日条の編者と小木氏は経家と同一人物するが、確たる根拠はない。

改めて南朝の近衛家の動向をみてゆこう。経忠は、興国二年（一二三二）五月二五日以前に帰京する。その後、次のような史料がある。

幸盛与西琳寺相論河内国厚見庄公文職事、於本所可令計沙汰給之由、天氣所候也、以此旨可令申近衛三位中将殿給、仍執達如件、

興国四年四月四日

宮内権少輔（花押）

進上 兵部少輔殿

「補任」等によれば撰関の子息は三位中将を経るケースが多く、かつ家司宛だから、「近衛三位中将」は経忠の子であろう。したがって経忠と行動をともしない子息がいた。

経家冬経同一人物説を裏付ける史料はない。また南朝最後の関白は、近衛家である。さらに「撰家系図」に経忠の子として、経家・冬□・冬□・□□を記すが、「□□」は実玄、二人の「冬□」は冬実と、もう一人冬経ではないか。これらから右の「近衛三位中将」は、経家とは別人の冬経といえないか。以上のことから近衛冬経を「新葉和歌集」の関白の候

補に加えたい。

冬経を加えて「新葉和歌集」の関白の人名を比定してみよう。右に述べた除外条件の他に、小木氏が指摘するように、経家・近衛某・長一は「新葉和歌集」の関白ではなく、内嗣は②ではない。したがって師基と内嗣は④の、冬経と教基は残る②と③の候補である。

八代・小木両氏は、③を長慶天皇の外祖父か、それに近い関係にある二条家とする。したがって③は教基、②は冬経である。残る④を次の「新葉和歌集」一三九六から探ってみよう。

正平十二年十二月後村上院御方違のため家に行幸侍

りける時、人々題をさぐりて五十首歌詠侍けるに、松といふことを、光明台院入道前関白左大臣

待えたる君がみゆきに色そひて老木の松も春やしらました時、師基五七才、内嗣二三才。年齢から前者がふさわしく、左大臣・関白を経て出家している点も条件にあう。

以上述べたことをまとめると、「新葉和歌集」の関白は、関白左大臣が二条教頼、入道前関白左大臣が近衛冬経、福恩寺前関白内大臣が二条教基、光明台院入道前関白左大臣が二条師基である。

第二節 関白任免考証

小木喬氏によれば、南朝の関白の任免は次のとおりである。

正平六年（一三五二）二月二十八日

正平八年（一三五三）六月 ↓ 二条師基

正平九年（一三五四）四月前後

正平十一年七月以前 近衛経家

↑正平十一年九月 ↓

↑正平一六年（一三六一）二月以前 二条教基
一条内嗣

↑正平一六年二月

建徳二年（一三七二）二月 ↓ 二条教基

↑天授元年（一三七五）

弘和元年（一三八二）二月 ↓ 二条教頼

↑元中元年（一三八四）六月 ↓ 二条長一

↑元中九年（一三九二）閏一〇月 近衛某

「新葉和歌集」の関白の人名比定は、小木説と卑見では異なる。そのため教頼の関白在職徴証の上限である天授元年以後は小木説のとおりだが、それ以前は再考を要する。以下、関白の任免に関する卑見を述べてみよう。

第一に師基の関白在職時期。

まず在職の上限。「園」観応二年（正平六年）二月二十六日条所引後村上天皇勅書の「執柄」は、師基であろう。とす

ると正平六年二月二十八日の関白補任詔書との整合性が問題となるが、詔書に先立ち口勅で補任された例の一つと解した^①。さらにさかのぼると正平六年一月二日の師基による春日社祀官の改替^②は、藤氏長者としての立場であろう。関白だから藤氏長者も兼ねたのではないか。以上の史料と「補任」に南朝での関白在職の記載がないことから、関白補任は正平一統以後正平六年一月二日以前であろう。

次に師基関白在職徴証の下限。「玉英記抄」文和二年（正平八年）二月二十六日条に「南方関白悉取彼家文書」とある。この記事は二条良基の師基への家記文書の引き渡しをさしているから、「南方関白」は師基である。

第二に師基の次の関白とその在職時期。

まず経家ではなく冬経。交代時期は不明。

次に在職時期。「園」延文元年（正平十一年）七月十三日条に「近衛家門事、平田関白冬経取武家状管領之由風聞、（中略）、右府以行時被尋武家、而道誉為我奉行、有御問答事、有別忠者、可計申旨有兼約事、但公方御和談事、沙汰出来、彼是未定之由返答云々」とある。佐々木導誉が冬経と交渉したのは、冬経がいゆる講和派だからであろう。南朝のもう一つの撰関家二条家は師基が延文元年（一三三六）に北国の軍勢を率いて奮戦^③、その子教基が正平八年の京都回復の際の公家大将^④、正平一六年二月の京都回復で「宮方軍勢二条関

白帥大納言師基御息入京」とあるから、いわゆる主戦派と位置づけられている。南朝の主戦派と講和派の存在は、これまでも指摘されている。関白任免も両派の存在を前提にする必要があるのではないか。

南朝の主戦派と講和派の関係を示す史料として、正平一一年正月一七日五条頼元宛後村上天皇書状の「宮の御かた御のほり返々めてたく候、としのハしめの御よろこひ、た、この事にて候、(中略)、いまはふるき人々心うつくしう候はず候、先皇のゐりよをもうけ給をきたるは、た、一人にて候つるとおほしめされ候」がある。ここから南朝での後村上の孤立を読み取れる。この頃の南朝は講和派が優勢で、関白も冬経ではないか。そして征西將軍懷良親王等が行宮に参るのをうけて、関白を交代したと考える。またこの書状は後村上の打診に対する頼元の回答を受けているから、打診した正平一〇年(一二三五)末も講和派優位であろう。したがってその頃まで冬経関白在職もさかのぼれるであろう。

第三に冬経の次の関白とその在職時期。

まず次の関白と交代時期。「日経疏第三愚草本」の「正平十一年丙申三月廿一日、(中略)、中院父・当殿下御息」は師基・教基父子と考えられ、教基関白在職の初見である。したがって正平一一年正月から三月の間に関白が交代した。

二ヶ月の空白は史料残存の偶然によるもので、実際は二ヶ

月よりも短い空白であろう。ここから南朝では長期に及ぶ関白不在はなく、常置が原則とみられる。

次に在職徴証。関白に関する史料として次に掲げる「村手重雄氏所蔵文書」正平一六年七月前後と推定される後村上天皇書状がある。

御まいるのをりハ、まつ関白に謁せられ候、礼節も日

ころよりハうるハしくあるへきことにて候そ、(中略)

任大臣の事、よへ宣下せられ候ぬる、宣旨は関白のもと

へもちてむかひ候よし申候、早速のいたり、さためて自

愛候らん、不思議の高運、朝奨のいたりもさることにて、

ひとへに祖神の冥助にて候らんとおほえて候へハ、行す

ゑたのもしく候、(下略)、

村田正志氏が指摘するように、「祖神の冥助」とあるから

藤原氏一族宛であろう。また「宣旨は関白のもとへもちてむ

かひ」と「御まいるのをりハ、まつ関白に謁せられ候、礼節

も日ころよりハうるハしくあるへきことにて候そ」から、関

白の近親宛であろう。

村田氏は、関白を教基かとする。正平一六年、南朝は攻勢

に出て一二月京都を回復しているから主戦派が優位とみられ

る。また教基の弟教頼が正平二十一年(一二六六)に内大臣の

所見がある。これらから右の書状は教頼宛で、関白は教基で

であろう。教基は、正平一一年から引き続き関白在職と考える。

その後、関白在職を直接物語る史料を欠くが、推測する方
法はある。すなわち「正平二十年三百六十首」の参加者左大
臣は、比定未詳である。井上宗雄氏は西園寺公重かとするが、
公重は前年に太政大臣である。この他に南朝で左大臣以上に
のぼったのは近衛冬経・二条師基・洞院実世・二条教頼であ
る。このうち師基は正平一四年（一三五九）出家、実世は正
平一三年（一三五八）没、教頼は建徳二年二月に右大臣であ
る。したがって「正平二十年三百六十首」の左大臣は、冬経
であろう。関白は常置が原則で、教基以外の関白候補者はい
ないから、正平二〇年（一三六五）の関白は教基であろう。

第四に教頼の前の関白と在職時期。

小木説は、教頼の前の関白を「新葉和歌集」の入道前関白
左大臣とする。卑見では冬経が入道前関白左大臣である。し
たがって関白は冬経から教頼となるが、小木氏が指摘する「新
葉和歌集」四九六から、入道前関白左大臣が二度関白になっ
ていることも合致する。

冬経関白在職を推測させるのが、正平二二年（一三六七）
四月の室町幕府との講和交渉である。この交渉で後村上の綸
旨が將軍足利義詮にもたらされており、講和に賛成する有力
貴族の存在が想定される。一方幕府側は、導誉が交渉の窓口
である。正平一一年に導誉は冬経を窓口としたこと、この頃
は講和派が優勢であろうことから、関白は講和派の冬経では

ないか。冬経の関白在職下限は、次の関白教頼が関白ではな
く、右大臣である「南朝三百番歌合」の建徳二年二月である。
以上述べたことをまとめると、関白の任免は次のようにな
る（ゴシックが卑見）。

- ↑正平六年一月—正平八年二月 ↓ 二条師基
- ↑正平一〇年末—正平一一年正月 ↓ 近衛冬経
- ↑正平一一年三月—正平二〇年 ↓ 二条教基
- ↑正平二二年四月—建徳二年二月 ↓ 近衛冬経
- ↑天授元年—弘和元年二月 ↓ 二条教頼
- ↑元中元年六月 ↓ 二条長良
- ↑元中九年閏一〇月 ↓ 近衛某

第二章 南朝と関白

第一節 南朝の政務

本節では南朝の政務を概観し、関白を役割を検討するが、
その前に南朝の性格をおさえ、課題を設定する。

南朝は、独自に改元・叙位任官を行った。しかし四方拜以
下の年中行事や即位式は行われていない。また小木喬氏が指
摘するように、後醍醐天皇は京都回復を期して一時的に吉野
に逃れたので、百官はそろわない。たとえば官務と局務はい
ない。したがって発給文書は、官務や局務が作成に関わらな
い口宣案・綸旨が中心となる。ここでは綸旨発給を手がかり

に南朝の政務を概観したい。³⁰⁾

「鰐淵寺文書」貞治二年（正平二年）三月二日頼源送進文書目録に、南朝の繪旨の上卿と職事が記されている。興國三年（一三四二）の史料に「且宗貞存生之時、郡奉行事申下繪旨候ける、曾無御存知事二候間、被尋申吉野殿候処、上卿なども不存知之由返答候、然は謀作之繪旨二候歟」とあり、繪旨発給に上卿が関わる原則を読み取れる。上卿は「伝奏」ともよばれているから、その役割は院政下の伝奏と同じであろう。けれども院政下の伝奏は自ら奉者となって院宣を発給するが、南朝の上卿は奉行に繪旨を発給せしめるので、繪旨ではその存在がわからない。また後村上天皇期の史料に「当寺上卿」とあって、上卿は複数おり、担当制があったようである。³¹⁾

上卿となった貴族を概観すると、興國二・三年頃と推定される某書状写に「吉野上さま御幼稚、不被食政事、両上卿沙汰錯乱等候歟」とある。頼源送進文書目録を参照すれば、「両上卿」は洞院実世と四条隆資であろう。正平一統前後からいわゆる南北朝の合一までの上卿は、高倉光守・中御門光任・平時経³²⁾・坊門親忠・葉室光資である。³³⁾

実世と隆資は元弘の変で倒幕計画に加わり、建武政権下で雑訴決断所の寄人等をつとめている。後醍醐が吉野に奔った時の官職は権中納言で、南朝貴族のなかでは官位が高く、「太

平記」では北畠親房につぐ重臣として描かれている。光守以下は実世や隆資に比べると家格は下だが、南朝で蔵人・弁官を経て、公卿にのぼり上卿になるといふ、いわゆる名家と同じコースである。このように正平一統前後をはさんで、上卿になる貴族の家格や経歴は異なるが、いずれも実務経験者が上卿になっている。³⁴⁾

頼源送進文書目録によれば、繪旨の奉者は職事である。³⁵⁾ 職事は訴状等の提出文書に裏花押をすえており、奉行として関係文書を取り扱っていた。

最後に繪旨発給に至るまでの経緯にも言及する。

まず「勅問事ハ、大略被注申詞事候、近日無其儀」という史料から、貴族たちによる定期的な評定は整備されていないようである。³⁶⁾ 一時的に京都を脱したという南朝の性格が反映されている。

次に有力者を通じて要求を実現させることはある。関白もその一人で、祇園社前執行静晴が宗晴を執行に任じる繪旨を南朝に求めたので、正平七年（一三五二）二月一三日に執行頭詮は待賢門院・親房・隆資、そして関白二条師基に支持を進めている。³⁷⁾ 正平一統以前の場合、「吉野殿へ申しいれて候、（中略）、一つうハ一品入道、一つうハ四条大納言のかたへにて候」だから、関白補任で師基の政治的立場は高くなったといえる。しかし師基は、待賢門院以下とならぶ有力者の一

人にすぎない。

以上、南朝の政務を概観したが、南朝は「天皇が院政における院と同じ立場に立ち、院宣に代わつて諭旨を発する政治」という意味での天皇親政である。それは百官がそろわず、かつ官務と局務がないという意味で太政官が欠如している南朝に適した政務運営方法である。また鎌倉後期の院評定制で撰関は評定衆の一員となつたように、関白は勅裁を補佐する立場から他の公卿とともに列席して審議する立場となつているが、それは院政だけではなく、天皇親政にも受け継がれており、建武政権以前の醍醐天皇親政期には院政と天皇親政は同質化しているから、その延長線上に南朝の政務を位置づけられる。したがつて南朝では制度として関白が主導する政治への転換をする余地はない。

第二節 建武政権と正平一統

南朝は、正平一統で初代関白を補任した⁵²。しかし南朝の目標といわれる建武政権では元弘三年（一二三三）五月一七日の詔で関白鷹司冬教を罷免し、以後関白を置かなかつた。そこで等しく公家一統を目標としているが建武政権で関白を置かず、正平一統で関白を復活させた違いが問題となる。

建武政権では、前関白の二条道平と近衛経忠を内覧と左右大臣に還任する。その後、冬教が内覧と右大臣に補任される。

建武政権では二人または三人の内覧が置かれたが、今あげた三人の前関白である。

複数の前関白の内覧は建武政権以前の醍醐天皇親政期にもみられるが、それは前関白を出仕させるための措置である⁵³。建武政権の内覧補任も同様と解せる。しかし建武政権以前の醍醐は、前関白を左右大臣に補任していない。建武政権で大臣に補任した意図を考えてみたい。

内覧と左大臣に還任した道平は元弘三年の京官除目と建武元年（一二三四）の叙位の執筆、建武二年（一二三五）の白馬節会の内弁を、内覧と右大臣に補任された冬教は建武二年の梶召除目の執筆をとめていた。また何の節会か不明だが、道平は建武元年、冬教は建武二年に内弁をとめていた⁵⁴。さらに建武二年に内覧と藤氏長者を兼ねる左大臣冬教は、一上である⁵⁵。

撰関にとつて内弁や執筆は撰関補任前に経験するものだから、前撰関がつとめたことはない。また前撰関の上も太政大臣以外にならないから先例はない。したがつて前関白ばかりではなく、「博陸内弁遷返」⁵⁶、「撰関内弁者頗遷返希代事也」⁵⁷とあるように撰関も内弁をとめず、撰関の内弁は天仁元年（一一〇八）の撰政右大臣藤原忠実以後建武政権までの間に、文永二年（一二七五）の撰政左大臣一条実経と文保三年（一二二九）の関白内大臣一条内経だけで、執筆はいない。

また撰関の上も「撰関之人不得行公事、讓一上於次大臣已為流例」である。

後醍醐の関白不設置は、右のような特別な処遇の官職を認めないためで、天皇の絶対性をしめす意図があつたといえよう。そのために後醍醐は先例のない前関白の左右大臣補任を行い、何度も執筆や内弁をつとめさせ、公事の場で可視的にしめす方法を選んだのである。道平は元弘の変で後醍醐方として鎌倉幕府の処分を受け、経忠も同様の嫌疑を受け、右大臣でありながら左大臣冬教を超越して関白に補任された、つまり二人とも後醍醐派である。そのなかの一人、道平をおとしめたところに、後醍醐の強い意志を読み取るべきかもしれない。また前関白の上は、勅裁の補佐者たる地位から引きずり下ろすことを意味する。米田雄介氏によれば、前関白の内覧補任は優遇措置であるとするが、後醍醐は正反対のことをしたのである。

だが内覧補任なしに前関白の出仕はできず、前関白の特別な処遇を完全に否定できなかった。また後醍醐の著作「建武年中行事」では年中行事で関白が参加しており、後醍醐は関白なき年中行事のありようを書き残さなかった。さらに建武二年の朔旦の句での「此座可為関白御座、而當時不被置関白、不可儲歟、今日左大臣殿令着座」から関白不設置が定着してないことがわかるが、このような関白、ひいては撰関制へ

の支持が関白を復活させたのではないか。加えて経忠が執筆や内弁、そして上卿をつとめた例や、道平と冬教の上卿もみあたらず、前関白を一上にした意図は徹底できなかった。

その後、足利尊氏がそむき、建武三年（延元元年）八月一日の光明天皇踐祚と同日に経忠が関白に補任される。後醍醐の異例の人事である上級・中級貴族の八省の卿補任の完全否定は、建武四年（延元二年、一三三七）七月二〇日である。この違いから、関白は王朝の体裁に不可欠と考えられていたのではないだろうか。後醍醐の関白不設置は、撰関制が欠かせないものという意識を強く持たせたのである。

南朝での関白復活も北朝と同様の理由と考えられる。しかし南朝は八省の卿に關する後醍醐の方針を正平一統以前に否定したが、経忠や師基がいても関白補任をしなかった。その理由を考えてみよう。

正平一統で北朝の公賢を左大臣に任じ、一上として公事の奉行を命じる。ここに後醍醐の方針は明確に否定される。そして久我長通の太政大臣補任等、北朝貴族の叙位任官を行っており、南朝に仕えた貴族だけで構成しない。そのなかで師基を関白に補任する。

正平一統以前の南朝は天皇の代替わりがあつたが、一時的に京都を脱出した天皇と貴族の集団である。関白だけは延元元年ままの北朝貴族の官位を改める時、すなわち百官そろつ

た時をまつたのではないだろうか。関白は、「百官惣己」だからである。

正平一統は、短期間で破れた。官位でみた場合、その後の南朝は正平一統を前提とした天皇とそれに従う貴族が京都から一時的に逃れるものにかわる。

南朝では、蔵人のように政務運営の必要から欠如しない官職もある。また東寺長者も常置である。⁽¹⁾

正平一統以後、関白も常置となった。百官がそろわず、年中行事も行われず、政務運営の基本も変わらない南朝での関白常置は、北朝以上に王朝として撰関制が不可欠であるという認識であったことを物語っている。関白や八省の卿といった任官でみるならば、後村上天皇以後の南朝は後醍醐の否定であったということが出来る。

終章 南朝の限界

建武政権を再来を期した南朝が一統なるや関白を復活させ、常置の官職としたが、それを後村上天皇以下南朝の保守性にとらえるのは正しくない。武家政権も撰関制を廃止せず、豊臣秀吉以外は撰関家を撰関としたから。撰関制はあるものとして、広く認知されていたのであり、後醍醐天皇の関白不設置が特異である。

もちろん南朝には、後醍醐の方針を受け継いだものもある。

後醍醐は、「公家ステニ一統シヌ、文武ノ道ニアルヘカラス、昔ハ皇子・皇孫、モシハ執政ノ大臣ノ子孫ノミコソ、オホクハ軍ノ大将ニモサ、レシカ、今ヨリ武ヲカネテ藩屏タルヘシ」と述べている。それを受け継いでか北畠親房・洞院実世をはじめとする南朝の貴族は各地を転戦し、二条家も軍事に関わる。⁽²⁾ そのためか関白二条教頼は、「たらちねのとりはじめにしあずさ弓これさえ家の風になりぬる」と詠む。⁽³⁾ 戦う撰関家の誕生である。

しかし教頼の和歌には、二条家に武は本来的なものではないという意識がある。⁽⁴⁾ こうした教頼の意識、及び文に武を兼ねさせる閉鎖性に後醍醐及び南朝の限界がある。

注

(1) 「四人の関白」(『新葉和歌集 本文と研究』、笠間叢書、一九八四)。以下、小木氏の見解でこの論文によっている場合には注記しない。

(2) 小論は南朝が主題で、南朝年号の史料を多く参照するから、南朝年号を使用する。ただし室町幕府と北朝の出来事及び北朝年号使用の史料は、「北朝年号(南朝年号)」と表記する。

なお小論で引用する史料のうち、「大日本史料」は「史料」〇之〇某年某月某日条、「公卿補任」(新訂増補國史大

系)は「補任」、「園太曆」(史料纂集、「園太曆目錄」も同じ)は「園」と略記する。また歌集の題名、和歌の本文及び歌番号は、「新編国歌大観」(角川書店)をそのまま採用した。「新業和歌集」は第一巻、「南朝五百番歌合」は第五巻、「正平二十年三百六十首」・「南朝三百番歌合」は第一〇巻。

(3) 八代説は「長慶天皇御即位の研究」(明治書院、一九二〇)、芝説は「史学雑誌」二七編一二号の彙報、小木説は「四人の関白」、森説は「南朝全史」(講談社選書メチエ、二〇〇五)。

(4) ②師基説及び③内嗣説は、小木説のとおり成り立たない。小木氏は、「補任」観応二年(正平六年)条の師基が南朝で前左大臣とある記事を疑う。しかし③は出家していないが、師基は「補任」延文四年(正平一四年)条等で出家しており、③は師基ではない。

(5) 「後深心院関白記」(大日本古記録)延文元年(正平一一年)七月二日条。

(6) 「尊卑分脈」(新訂増補国史大系)は「補任」貞治二年(正平一八年、一三六三)条等に見える冬実の記載がなく、経忠の子を網羅していない。また「系図纂要」第二冊(名著出版)では経家に「貞和二年十二ノ廿六正五位下元服昇殿、正平七年参南山、同日権大納言従二、十二年左大将、十三年八ノ内大臣、十四年従一、廿年正ノ関白氏長者、康応元

年薨五十七 号福園寺」とある。しかし正平七年以後の記事は偽書「南朝公卿補任」と一致し、関白補任時期が本文であげた「園太曆目錄」及び「園」とあわないから、採用できない。したがって現存の系図から経家冬経同一人物を証明できない。また経家冬経同一人物説を直接証明したり、経家が南朝に下った史料も見あたらない。小木氏は、「正法寺文書」正平八年二月三日藤原経家請文(「史料」六一八同日条)を経家が南朝に下った挙証とする。しかし撰関家の経家が「恐惶謹言」という書きとめで権大夫なる者に寺領の去渡を報じたとは考えられない。

(7) 「結城文書(松平伯爵本)」(興国二年(一三四一)五月二五日)北畠親房事書及び(興国二年)五月二五日法眼書状(「史料」六之六興国二年五月二五日条)。

(8) 「西琳寺文書」(「史料」六之七興国四年(一三四三)四月四日条)。

(9) 「史料」六之四〇文中三年(一三七四)正月五日条。

(10) ③が教基ならば、小木氏があげる②を教基とする説の二つの論拠が問題となる。一つ目の「新業和歌集」一四〇〇は後村上天皇の二度目の住吉社行幸を賀すのが主題で、作者も二度同行したとは読み取る必要はない。もう一つは注(23)。

(11) 詔書に先立って関白が補任された例は、宮内庁書陵部編「皇室制度史料」撰政二、一八七頁以下(吉川弘文館、一九八

(二)。また「園」観応三年（正平七年）正月二日条によれば、関白補任詔書と同日の新待賢門院院号宣下は、京都から行宮の内侍所神楽に参った洞院実守を上卿にして行っている。関白補任詔書も同様の事情ではないか。

(12) 「中臣社司補任」〔史料〕六之一五正平六年一月二二日条。

(13) 「史料」六之一八正平八年二月二七日条。

(14) 「園」文和二年（正平八年）七月一日条。

(15) 「天台座主記」一一三尊澄親王及び「大音正和家文書」建武三年（延元元年）六月一三日大音助俊軍忠状（「加能史料」南北朝一建武三年（延元元年）六月一〇日条）。

(16) 「園」文和二年（正平八年）六月一〇日条。

(17) 「神護寺交衆任日次第」〔史料〕六之二三正平一六年二月八日条。

(18) 「五条家文書」〔史料纂集〕一四号。

(19) 「天野行宮金剛寺古記」第二禅惠法印経疏秘鈔類奥書一七二（大阪府史蹟名勝天然記念物調査報告書第六輯、一九三五）。

(20) 「尊卑分脈」及び「満濟准后日記」〔統群書類従〕補遺）永享三年（一四三一）一〇月二八日条等に師基の父兼基を「中院摂政」とあるのを参照。

(21) 「史料」六之二九正平一三年（一三六八）三月一日条。なお本文の村田正志氏の見解は、「村田正志著作集」第一

巻増補南北朝史論第四章第一節（思文閣出版、一九八三）である。

(22) 国書刊行会本「玉葉」承安五年（一一七五）秋冬奥書。同書同年夏奥書に正平一一年四月二五日に教頼が内大臣とある。しかしこの冊の奥書は「元中元年六月八日重一見了」を「正中元年六月八日進一見了」とする誤写があるから、「正平十一年」も「正平廿一年」の誤写と考える。すると内大臣教頼は正平一二年（一三六六）年四月二五日に「玉葉」承安五年夏を、同年四月二九日に秋冬を一見したとなる。そうすると前注史料で教頼が内大臣にはじめて補任されたとなる。

(23) 小木氏は一条内嗣関白在職説だが、直接証明できる史料はない。そこで「太平記」卷三四銀嵩合戦事（巻数等は西源院本）の「二条前関白」と「大乘院日記目録」〔大乘院寺社雜事記〕第一二卷）延文五年（正平一五年、一三五九）四月二五日条の「主上御方大将二宮前関白殿」から教基が関白を退いたとし、その時期に内嗣が関白とする。しかし「太平記」卷三四銀嵩合戦事の「四条中納言」は隆俊だが、「園」文和二年（正平八年）七月一七日条等から隆俊は大納言で、「太平記」の南朝貴族の官職は採用しがたい。また延文五年（正平一五年）四月二五日条を含む「大乘院日記目録」の足利義詮による南征関係の記事は内容だけでなく、日付の誤りまで「太平記」と一致し、両者の成立時

期からみて、前者は後者を参照した結果とも考えられるから採用できない。

(24) 井上宗雄氏「中世歌壇史の研究―南北朝期―改訂新版」九

一三頁(明治書院、一九八九)。「正平二十年三百六十首」の左大臣を西園寺公重とできない挙証は、「西園寺家記録」西園寺実兼謄状写の正平一九年(一三六四)七月一日裏書

【史料】六之二五同日条。

(25) 師基は「補任」延文四年(正平一四年)条、実世は「補任」

延文三年(正平一三年)、教頼は「南朝三百番歌合」。

(26) 正平二二年の講和での南朝側の窓口は、楠木正儀とされる。正儀は正平五年(一三五〇)の足利直義との講和を仲介しており、講和派といわれる。しかし直義との講和は北畠親房等の反対で破棄されており(「観応二年日次記」観応二年(正平六年)五月一九日条、「統群書類従」第二九輯下)、講和に賛成する有力貴族の存在を想定しなければならぬ。

(27) 「師守記」貞治六年(正平二二年)四月二十九日条。

(28) まず南朝の年中行事だが、森茂暁氏は「新葉和歌集」の年中行事に関する和歌から実際に執り行われたとする(「南朝全史」一四一頁以下)。しかし廢絶した儀式や年中行事が和歌に詠まれることもある(小川剛生氏「乱世の宮廷と歌人たち―南朝を中心として―」〈和歌と貴族の世界―うたのちから〉、塙書房、二〇〇七)。新田一郎氏「天皇と

中世の武家」二一六頁(天皇の歴史、講談社、二〇一一)のように否定的にとらえるのが妥当である。

次に南朝天皇の即位。「園」観応二年(正平六年)二月五日条及び文和二年(正平八年)七月一五日条によれば、後村上天皇は即位式をあげていない。他の天皇も同様であろう。

(29) 官務の不在は、「園」観応二年(正平六年)十一月二六日・

二月五日条。局務は「園」観応二年(正平六年)十一月二六日条に「大外記師言本自祇候」とあるが、「外記補任」観応二年(正平六年)条(「統群書類従」第四輯上)によれば、この年に中原師言は南朝に奔った。

(30) 杉山巖氏「繪旨にみる南朝の宮廷」(「史学雑誌」第一一九編一号)は第一〇七回史学会大会報告要旨のため詳細を知り得ないが、南朝の上卿・職事の人的構成、繪旨の発給過程を検討し、上卿や職事は鎌倉末期の後宇多院政期や後醍醐親政期に仕えた貴族の子孫が中核を占め、後村上親政期の後半以後は官職の在任期間が長期化し、兼官が増加することから南朝では人材不足に直面していた等を指摘している。杉山氏の研究は公にされるだろうから、小論では繪旨が元中九年まで発給されていたから職事は深く追究せず、上卿も繪旨発給に関わっていたという事実と後亀山天皇期までいたことを確認するにとどめる。

この他に南朝の繪旨を包括的に論じたものとして、森茂

暁氏「南朝全史」及び「皇子たちの南北朝 後醍醐の分身」

(中公新書、一九八八)、三浦龍昭氏「南朝の繪旨―後村上天皇繪旨の基礎的考察―」(阿部猛氏編「中世政治史の研究」日本史史料研究会論文集Ⅰ、二〇一〇)がある。

(31) 【史料】六之二七正平二一年年末雜載寺社。頼源送進文書目録にみえる繪旨の職事と現存する「鰐淵寺文書」の繪旨の奉者とを比較すると、興國二年八月二一日後村上天皇繪旨の奉者を高倉朝任ではなく、中御門光任とする誤りがある。しかしそれ以外の職事は正しいから、上卿に関する記載は信頼してよいだろう。

(32) 「結城文書」(興國三年)五月二六日範忠書状(「史料」六之七興國三年五月六日条)。

(33) 【金剛寺文書】(大日本古文書家わけ第九)一八八号僧阿観贈位贈官覚書、「宝簡集」(「高野山文書之二」、大日本古文書家わけ第一)四一〇号正平一八年二月二〇日東寺長者法務御教書。また注(31)史料の後醍醐・後村上両天皇の願書は上卿の記載だけだが、この場合の上卿は天皇と鰐淵寺との間の取次で、伝奏と同じ役割と解される。なお南朝の繪旨発給は上卿だけが奏聞したわけではないが、繪旨発給過程の詳細は注(30)の杉山氏の研究が公になるのを待ちたい。

(34) 【金剛寺文書】一八八号。この史料から弁官にも役割分担があったようである。

(35) 「有造館本結城文書写」(「史料」六之七興國三年五月六日条)。

(36) 「神護寺文書」(正平七年)七月九日高倉光守書状(「史料」六之一六正平七年七月九日条)。上卿とみる理由は次注参照。

(37) 【観心寺文書】(大日本古文書家わけ第六)八〇号(正平二二年、一三五七)六月七日東寺長者御教書に「観心寺本願捨尾僧都贈官事、繪旨并上卿奉書等」とある。繪旨は「観心寺文書」八三号正平二二年六月七日後村上天皇繪旨、上卿奉書は次に掲げる「観心寺文書」八二号である。

観心寺申本願実恵僧都贈号僧正事、重伺申入之処、勅許無相違候、仍被下繪旨、可令存知給候也、恐々敬白、

六月七日

光任

護持院僧正御房

右の上卿奉書は、「仍被下繪旨」とあるように繪旨の後に作成され、繪旨の添状という性格を持ち、富田正弘氏「中世公家政治文書論」(吉川弘文館、二〇一一)第二部第一章第三節で論じられた伝奏奉書のように繪旨発給をはたらかけるものではない。前注史料は「神護寺文書」正平七年七月九日後村上天皇繪旨(「史料」六之一六同日条)と同日に発給され、「繪旨申成候」とあるから上卿奉書と考えられる。

なお上卿奉書は常に繪旨とセットではなく、「結城文書

(松平伯爵本) (興国元年、一三四〇) 一二月五日四条隆資奉書 (史料) 六之六同日条 のように単独で当事者に発給されることもある。

(38) 『金剛寺文書』一八八号。また『宝簡集』(高野山文書之一) 四〇八号正平一八年一二月一五日東寺長者頼意奉状案の宛所の六条中納言もか。

(39) 『観心寺文書』九三号 (正平二三年) 五月四日坊門親忠書状。繪旨発給を約した内容を含んでいる。繪旨発給をしない旨を告げた上卿奉書の例 (『観心寺文書』三〇号正平一三年一〇月二七日東寺長者御教書) から、上卿奉書と判断した。

(40) 『沢氏古文書』二八六号 (2) (元中四年 (一三八七) 九) 二月一九日葉室光資御教書 (稲本紀昭氏編『国立公文書館蔵沢氏古文書』、京都女子大学研究叢刊四三三)。これと関連する『沢氏古文書』二八六号 (1) (元中四年九) 二月一九日某書状案から上卿の御教書と判断した。

(41) ここでは繪旨発給に関わる上卿のみをとりあげるが、頼源送進文書目録に見える「野々宮一品」が残っている。徳大寺公量と考えられるが、未考としておく。それが誤りでも公量は「観応二年日次記」観応二年 (正平六年) 四月二日条から伝奏と同様の役割をしており、上卿であろう。

(42) 上卿の官歴や系譜等の詳細は注 (30) の杉山氏の研究の公表をまつこととし、さしあたり光守は東京大学史料編纂所

編「花押かがみ 五」南北朝時代 (一) (二〇〇二)、吉川弘文館)、それ以外は小木喬氏「作者伝 廷臣」(『新葉和歌集』) をあげておく。

(43) この他の史料からも奉行を「職事」と記載したものしか見あたらない。南朝では相田二郎氏『日本の古文書』上四二頁以下 (岩波書店、一九四九) で指摘するように、職事が奉じても料紙が宿紙とは限らず、料紙から判断できない難点がある。

(44) 『宝簡集』三二二号延元二年一二月二四日後醍醐天皇繪旨の奉者中御門光任と三三三号同年月日三善資連寄進状の光任の裏花押。また「又統宝簡集」(高野山文書之四) 一二七号正平二〇年四月日粉河寺雜掌目安状に藤原経清の裏花押がある。経清は「宝簡集」四一〇号正平一八年一二月二〇日東寺長者法務御教書及び「淡輪文書」正平二〇年七月四日口宣案 (史料) 六之六同日条) から藏人左少弁で、裏花押は奉行の職事としての行為と考えられる。

(45) 『久米田寺文書』一一月五日某書状 (史料) 六之二二正平一二年九月一七日条)。

(46) 『久米田寺文書』正平一二年九月一七日聴断目録と同日後村上天皇繪旨 (史料) 六之二二同日条) は、貴族の評定を経て繪旨が発給された実例である。しかし前注史料から評定が原則ではないと考える。

(47) 北畠親房を窓口に訴えがなされ、繪旨が発給された例とし

て、「史料」六之一六正平七年二月一三日条所収の「三宝院文書」がある。

- (48) 「祇園執行日記」正平七年二月一三日条〔史料〕六之一六同日条。

- (49) 「阿蘇文書写第四令旨」〔阿蘇文書之二〕、大日本古文書家わけ第一三三、三月二一日中院義定書状写。

- (50) 富田氏前掲書一七二頁。

卑見は南朝を天皇親政とするが、坂口太郎氏「建武新政・南朝と院政―後院の設置を中心として―」(人間・環境学)第一七巻)は後醍醐・後村上の院政志向を指摘し、後村上天皇退位や長慶院政に言及する。しかし後村上の院宣は確認できず、森氏注(30)著書によれば長慶の退位で院宣が繪旨にかわる南朝発給文書を中心になっていない。したがって富田氏が述べた意味での院政を確認できない。

- (51) 橋本義彦氏「院評定制について」(平安貴族社会の研究)、吉川弘文館、一九七六)、森茂暁氏「鎌倉時代の朝幕関係」(思文閣出版、一九九二)、市沢哲氏「日本中世公家政治史の研究」(校倉書房、二〇一一)、富田氏前掲書等。

- (52) 本節の関白・内覧等の任免は「補任」、「師守記」貞治三年(正平一九年)八月七日条、「諸家伝」一(日本古典全集)だから、注記を略す。また内覧は米田雄介氏「内覧について―補任を中心に―」(書陵部紀要)三五)を参照。

- (53) この時まで鎌倉は陥落していないのに叙位任官に関する詔

を発しているから、後醍醐は六波羅探題滅亡を新政権樹立の出発点としていたようである。

- (54) 概説書で建武政権をとりあげる場合、関白不設置への言及があるが、ここでは新田一郎氏「太平記の時代」六〇頁(日本の歴史11、講談社、二〇〇一)の「院や摂関にも分有されていた官の機構を作動させる機能を、天皇に一元化した」をあげるにとどめる。また関白不設置の専論である丸谷豊氏「後醍醐関白を廃す―建武政権の政治理念―」(史料)六八)は、関白不設置の意図が内覧という現実を律令の言葉で読みかえることとする。これらの研究は前関白への処遇が先例と比較してどのような違いがあり、それがどのような意味を持つのかに考慮を入れていない。

- (55) 小川剛生氏「二条良基研究」二二頁以下(笠間書院、二〇〇五)。

- (56) 執筆は「叙位除目執筆人々」(東京大学史料編纂所写本)、内弁は「園」延文四年(正平一四年)正月一六日条及び「荒唐」応永二年(二三九五)正月一六日条(史料)第七編之一同日条)。

- (57) 「朔旦冬至部類記」(史料)六之二建武二年一月一日条。なお「行類抄」(史料)六之三延元元年二月二十九日条)に右大臣洞院公賢を「非一上大臣」とするが、一上は左大臣経忠ではないか。

- (58) 建武政権以前に前摂関を左大臣以下に還任したのは、弘長

三年（一二六三）八月の一条実経だけである。しかし「五代帝王物語」（『群書類従』第三輯）によれば、「拜賀の時も太政大臣に准ぜられるとかや」、右大臣近衛基平が上で、甲子の仗議で「はしの座には右府着給たりしかば、左府は奥座に着給たりき」とある。建武政権期の前関白と比較すると実経は内覧でも一上でもなく、執筆や内弁もつとめておらず、先例にならない。

(59) 「園」延文四年（正平一四年）正月一六日条。

(60) 「荒唐」応永二年（二三九五）正月一六日条。

(61) 「後深心院関白記」延文四年（正平一四年）正月一六日条、「三節会次第」（『群書類従』第七輯）、「元日節会次第」（『続群書類従』第一〇輯下）。

(62) 「後深心院関白記」康安二年（正平一七年、一三六二）七月六日条。

(63) 米田氏前掲論文。

(64) 「建武年中行事」の成立時期はさておいて、和田英松氏註解所功氏校訂「新訂建武年中行事註解」四一七頁（講談社学術文庫、一九八九）の解説によれば、「建武年中行事」が南朝天皇に伝領されている。それを北畠親房に書写せしめている後村上天皇に関白廢止の発想は生まれにくいだろう。

(65) 「朔旦冬至部類記」。

(66) 前注史料が記す句の儀の上卿は一上で左大臣の冬教ではな

く右大臣の洞院公賢、延元改元は「行類抄」によれば上卿は一上でない公賢である。前関白の上卿の事例となりそうなのが「小槻匡遠記」（橋本氏前掲書）建武二年四月一日条の「参殿下、造内裏事条々申入^下」である。しかし造大内裏行事所始で上卿不参である（同記同年六月一五日条）。また現存する建武政権期の官符や官宣旨で大臣以上が上卿をつとめた例を見いだせない。この時期の太政官一覧は、甲斐玄洋氏「建武政権の太政官符発給—政権の理念と構想の一断面—」（『学習院史学』四五）があり、官符発給の意義を論じている。

ところで前関白の官職等を見ると、経忠は元弘三年五月一七日の右大臣還任を辞退、翌年二月二三日に右大臣と藤氏長者に還任するが、後者の前任は左大臣道平である。両者は同年一〇月九日に冬教にかわり、経忠は冬教が左大臣と藤氏長者を辞すまで無官である。藤氏長者の頻繁な交代は、自分よりも上位の官職にあるものを潔しとしない前関白への配慮ではないか。また丸谷氏前掲論文で「建武記」建武元年十月九日後醍醐天皇宣命写（『史料』六之二同日条）の冬教右大臣補任に関する部分の異例の文言から内覧の臣は大臣たるべしという方針を導き出すが、冬教は建武政権以前の後醍醐のもとで左大臣、そして関白になったのに、右大臣補任であることもふまえると、前関白への配慮ではないか。

- (67) 八省の卿補任の意義は、佐藤進一氏「南北朝の動乱」(中公出版、一九六五)及び「日本の中世国家」(岩波書店、一九八三)。その批判として美川圭氏「建武政権の前提としての公卿会議―「合議と専制」論をめぐって―」(大山喬平教授退官記念会編「日本国家の史的特質 古代・中世」、思文閣出版、一九九七)・市沢哲氏「日本中世公家政治史の研究」補論一がある。
- なお佐藤氏は中務卿が尊良親王とするが、「除目部類」(「柳原家記録」四五、東京大学史料編纂所謄写本)所引玉英建武元年二月一七日条によれば恒明親王である。
- (68) 前注「玉英」が異例と指摘した雅楽頭や右兵衛督も同時に罷免されている。
- (69) 南朝の支柱といわれる北畠親房は永原慶二氏「中世の歴史感覚と政治思想」(「慈円 北畠親房」、日本の名著9、中央公論社、一九七一年)以下が指摘するように摂関制の支持者である。親房の影響を無視できないが、北朝でも関白が復活しているからそればかりではあるまい。
- (70) 正平七年の叙位で従三位に叙せられた藤原正雄(「圓」親応三年〔正平七年〕正月五日条)は、正平六年三月二十四日に治部卿である(「東寺文書」数同年月日後村上天皇繪旨、上島有氏編著「東寺文書聚英」三四二号、同朋社、一九八五)。また「阿蘇文書略」(東京大学史料編纂所謄写本)興国五年(一三四四)四月一三日後村上天皇繪旨の奉者大
- 蔵卿坊門親忠も公卿ではあるまい。
- (71) 「圓」親応二年(正平六年)二月二十四日条。
- (72) 「圓」親応二年(正平六年)二月二十六日条。
- (73) 山口紘加氏「南朝と東寺長者」(「史艸」四八)。
- (74) 「神皇正統記」(岩波文庫)。
- (75) この点の実態や意義等の研究として、市沢哲氏前掲書第七章がある。
- (76) 「南朝五百番歌合」九五二。師基は「あづさ弓」を「とりはじめにし」「たらちね」にふさわしく、教頼が師基の子である挙証にもなる。
- (77) 小川氏前掲「乱世の官廷と歌人たち」で宗良親王にも同様の意識があることを指摘している。